

決議案第 1 号

ロシアによるウクライナ軍事侵略を非難する決議

うえのことについて、別紙決議案を会議規則第 1 4 条により提出します。

令和 4 年 3 月 2 3 日

提出者	室戸市議会議員	久保 八 太 雄
賛成者	〃	小 椋 利 廣
〃	〃	町 田 又 一
〃	〃	堺 喜 久 美
〃	〃	濱 口 太 作
〃	〃	脇 本 健 樹
〃	〃	山 本 賢 誓
〃	〃	竹 中 多 津 美
〃	〃	田 淵 信 量
〃	〃	竹 中 真 智 子
〃	〃	河 本 竜 二

室戸市議会議長 亀 井 賢 夫 様

ロシアによるウクライナ軍事侵略を非難する決議

2月24日、ロシアは、ウクライナへの侵略を開始した。このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態であり、断じて許されず、厳しく非難する。

室戸市議会は、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するように強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、対話と交渉による平和的解決が図られるよう尽力することを強く訴える。

以上、決議する。

令和4年3月23日

室戸市議会